

コミュニティセンター施設使用料の一部負担について

コミュニティセンターをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、出雲市行財政改革大綱及び第1期実施計画に基づく使用料・手数料の見直しの一環として、コミュニティセンターの使用料を平成27年10月1日から一部ご負担いただきます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

■使用料をご負担いただく場合

- 1 市外にお住まいの方が使用される場合
- 2 市内にお住まいで、個人や私的なグループ・事業所などの限られた目的のために使用される場合

※コミュニティセンターと連携・協働して活動したり、事業等を行ったりする場合は無料で使用することができます。

■遙堪コミュニティセンター使用料（1時間あたり）

部屋名	使用料	冷暖房使用料(使用料の3割)
大集会室	1,500円	450円
講習室	500円	150円
調理室	800円	240円
和室	800円	240円
図書室	300円	90円

※1時間未満の端数を生じた場合は、1時間として計算します。

■使用料の納付方法

コミュニティセンターに使用承認申請書を提出される際、納入通知書をお渡しします。使用日の前日までに指定の金融機関（納入通知書に記載）で使用料を納付してください。その後、領収証をコミュニティセンターにご提示ください。使用承認書をお渡しします。

【問い合わせ先】

遙堪コミュニティセンター

電話：53-5529

出雲市自治振興課

電話：21-6951